

(仮称) 小野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案 (制定イメージ)

国が定めた基準 (平成26年内閣府令第39号)		従うべき基準 参酌基準	小野市における対応について (検討案)					
定員	保育所、認定こども園	利用定員20名以上	従うべき基準	保育所、認定こども園	国の基準に準じる			
	施設ごとに定める利用定員の区分			施設ごとに定める利用定員の区分				
	①1号認定	定める		①1号認定	国の基準に準じる			
	②2号認定	定める		②2号認定	国の基準に準じる			
	③3号認定	0歳児		定める	③3号認定	0歳児	国の基準に準じる	
		1～2歳		定める		1～2歳	国の基準に準じる	
	地域型保育事業の利用定員 (0歳/1・2歳) の区分			地域型保育事業の利用定員 (0歳/1・2歳) の区分				
	①家庭的保育	1～5人		定める	①家庭的保育	1～5人	国の基準に準じる	
②小規模保育	A型・B型	6～19人	定める	②小規模保育	A型・B型	6～19人	国の基準に準じる	
	C型	6～10人	定める		C型	6～10人	国の基準に準じる	
③居宅訪問型保育	1人	定める	③居宅訪問型保育	1人	国の基準に準じる			
④事業所内保育	雇用する労働者 (従業員) の子どもと、地域枠の子どもの別	定める	④事業所内保育	雇用する労働者 (従業員) の子どもと、地域枠の子どもの別	国の基準に準じる			
利用開始に伴う基準	提供内容の重要事項	利用者あて事前説明、同意、契約	従うべき基準 参酌基準	提供内容の重要事項	国の基準に準じる			
	応諾義務の例外と選考	①定員に空きがない場合		従うべき基準	応諾義務の例外と選考	国の基準に準じる		
		②定員を上回る場合 (選考が必要)				参酌基準		
		③受け入れ能力との関係等特別な事情がある場合				参酌基準		
	代替施設・事業の紹介			市町村のあっせん・連絡調整の努力義務		参酌基準		
	定員を上回る場合の選考	1号認定児		あらかじめ選考方法を明示したうえ選考	従うべき基準	定員を上回る場合の選考	1号認定児	国の基準に準じる
2・3号認定児		市町村が利用調整を行う	2・3号認定児	国の基準に準じる				
* 特別な支援が必要な子どもへの体制が整っている施設へは優先的な選考ができる。		* 国の基準に準じる		* 国の基準に準じる				
支給認定証 (利用期間等) の確認		行う	参酌基準	支給認定証 (利用期間等) の確認		国の基準に準じる		
支給認定 (適切) 申請への援助		行う		支給認定 (適切) 申請への援助		国の基準に準じる		
教育・保育の提供基準	要領・指針等に則った教育・保育の提供		従うべき基準 参酌基準	要領・指針等に則った教育・保育の提供				
	幼稚園	幼稚園教育要領		従うべき基準	幼稚園	国の基準に準じる		
		保育所					保育所保育指針	
		幼保連携型認定こども園					幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (仮称)	
		その他のこども園					幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (仮称) を踏まえる	
	地域型保育事業	保育所保育指針に準じる			地域型保育事業			
	子どもの心身の状況、置かれている環境等			把握に努める	参酌基準	子どもの心身の状況、置かれている環境等		国の基準に準じる
	子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等含む)			施設・職員義務		子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等含む)		国の基準に準じる
	【地域型保育事業のみ】 連携施設との連携			連携施設確保による保育内容支援 3歳到達卒園後の受け皿接続 (参酌基準)	従うべき基準	【地域型保育事業のみ】 連携施設との連携		国の基準に準じる
	利用者負担の徴収 (実費・上乗せ徴収含む)			利用者あて事前説明、同意		利用者負担の徴収 (実費・上乗せ徴収含む)		国の基準に準じる
特別利用保育・教育の提供 (定数外利用)		認可基準等を基本とする	参酌基準	特別利用保育・教育の提供 (定数外利用)		国の基準に準じる		
保護者の虚偽・不正行為の把握時の対応		市町村への通知義務		保護者の虚偽・不正行為の把握時の対応		国の基準に準じる		

(仮称) 小野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案 (制定イメージ)

国が定めた基準 (平成26年内閣府令第39号)			従うべき基準 参酌基準	小野市における対応について (検討案)			
管理・運営に関する基準	運営規定の策定	施設・事業の目的及び運営の方針	定める	参酌基準	管理・運営規定の策定	施設・事業の目的及び運営の方針	国の基準に準じる
		提供する教育・保育の内容	定める			提供する教育・保育の内容	
		職員の職種、員数及び職務の内容	定める			職員の職種、員数及び職務の内容	
		開所日と開所時間、休業日	定める			開所日と開所時間、休業日	
		利用料等の事項 (実費・上乗せ徴収含む)	定める			利用料等の事項 (実費・上乗せ徴収含む)	
		利用定員 (確認制度定員設定と同じ区分)	定める			利用定員 (確認制度定員設定と同じ区分)	
		利用開始時の重要事項説明	定める			利用開始時の重要事項説明	
		緊急時等における対応方法	定める			緊急時等における対応方法	
		非常災害対策	定める			非常災害対策	
	虐待防止のための措置	定める	虐待防止のための措置				
	秘密保持 (個人情報管理)	定める	秘密保持 (個人情報管理)	国の基準に準じる			
	子どもの国籍・心情・社会的身分・費用負担の可否等による差別的取り扱いの禁止	定める	子どもの国籍・心情・社会的身分・費用負担の可否等による差別的取り扱いの禁止	国の基準に準じる			
	懲戒権限の乱用、虐待等の禁止	定める	懲戒権限の乱用、虐待等の禁止	国の基準に準じる			
	事故発生の防止、発生時の対応	定める (処置指針・体制等の整備)	事故発生の防止、発生時の対応	国の基準に準じる			
	自己評価、保護者又は外部評価	定める	自己評価、保護者又は外部評価	国の基準に準じる			
	対償金品・財産上の利益供与の禁止	定める	対償金品・財産上の利益供与の禁止	国の基準に準じる			
	苦情処理窓口等の設置	定める	苦情処理窓口等の設置	国の基準に準じる			
	教育・保育提供日報等記録の整備	定める	教育・保育提供日報等記録の整備	国の基準に準じる			
	会計区分の明確化、財務諸表の整備	定める	会計区分の明確化、財務諸表の整備	国の基準に準じる			
自己評価、保護者又は外部評価	定める	自己評価、保護者又は外部評価	国の基準に準じる				
撤退時の基準 (確認の辞退・定員減少による利用者への予告・便宜提供)	配慮努力	参酌基準	撤退時の基準 (確認の辞退・定員減少による利用者への予告・便宜提供)	国に準じる			
		独自基準	※暴力団排除	小野市暴力団排除条例で定める暴力団関係者の排除規定を設ける			